

# 大分県報

令和二年  
四月一日  
（四八）

（水曜日）

## 目次

### 規則

漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則の一部改正……………一

### 告示

包括外部監査契約の締結……………一

自動車税種別割に係る徴収金の収納事務の委託……………一

令和二年度大分県新規学卒者実態統計調査の実施……………二

大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………二

大分県林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………三

大分県沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………三

大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………三

## 規則

漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十一号

### 漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則（昭和四十八年大分県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第一種各号」を「第二条第一項各号」に、「二」を「いずれかに」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「(画・外)」を削る。

令和二年四月一日

## 告示

### 大分県告示第二百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和二年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 包括外部監査契約の期間の始期

令和二年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算するものとする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 川 野 嘉 久

住所 大分市南春日町六番四十五―百十二号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払とする。

### 大分県告示第二百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり自動車税種別割（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金の収納の事務を委託した。

令和二年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

名称

所在地

委託の内容

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号

収納事務のとりまとめ

大分県報号外（規則・告示）

一

<p>国分グローサーズチェーン株式会社</p>	<p>東京都江東区木場五丁目十番十一号</p>	<p>直営店舗及び加盟店 舗における収納事務</p>
<p>株式会社しんきん情報サービス</p>	<p>東京都港区港南一丁目八番二十七号</p>	<p>〃</p>
<p>株式会社セイコーマート</p>	<p>北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地</p>	<p>〃</p>
<p>株式会社セブンイレブン・ジャパン</p>	<p>東京都千代田区二番町八番地八</p>	<p>〃</p>
<p>山崎製パン株式会社</p>	<p>東京都千代田区岩本町三丁目十番一号</p>	<p>〃</p>
<p>株式会社ファミリーマート</p>	<p>東京都港区芝浦三丁目一番二十一号</p>	<p>〃</p>
<p>株式会社ポブラ</p>	<p>広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一</p>	<p>〃</p>
<p>ミニストップ株式会社</p>	<p>千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一</p>	<p>〃</p>
<p>株式会社ローソン</p>	<p>東京都品川区大崎一丁目十一番二号</p>	<p>〃</p>
<p>リビングシステム株式会社</p>	<p>東京都千代田区内幸町一丁目一番一号</p>	<p>スマートフォン等の 電子機器による決済 サービス収納事務</p>
<p>PayPay 株式会社</p>	<p>東京都千代田区紀尾井町一番三号</p>	<p>〃</p>
<p>LINE Pay 株式会社</p>	<p>東京都品川区西品川一丁目一番一号</p>	<p>〃</p>
<p>二 委託期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで</p>		
<p>大分県告示第二百八号 大分県統計条例(平成二十一年大分県条例第十四号)の規定に基づき、大分県新規学卒者 実態統計(県基幹統計第八号)を作成するため、令和二年度大分県新規学卒者実態統計調査 を次のとおり実施する。 令和二年四月一日</p>		
<p>一 調査の目的 県内の新規学卒者の進学、就職等の進路状況を県内及び県外別に調査し、卒業者の流動 状況を明らかにすることを目的とする。</p> <p>二 調査の範囲 県内にある大学、短期大学、高等専門学校、専門課程を有する専修学校及び高等学校の 令和元年度間の卒業者</p> <p>三 調査事項 1 大学、短期大学、高等専門学校及び専門課程を有する専修学校 進学者数並びに就職先の地域別及び産業別の就職者数 2 高等学校 進学先別の進学者数及び就職先の地域別の就職者数</p> <p>四 調査の期日 令和二年五月一日現在によって行う。</p> <p>五 調査の方法 別に定める調査票を用いて行う。</p> <p>六 その他 この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>大分県告示第二百九号 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次の とおり大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。 令和二年四月一日</p>
<p>一 受託者の名称及び住所 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>名 称</p>	<p>住 所</p>
<p>大分県信用農業協同組合連合会</p>	<p>大分市舞鶴町一丁目四番一五号</p>	<p>二 委託の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで</p>
<p>大分県告示二百十号</p>		

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

令和二年四月一日

一 受託者の名称及び住所  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

名 称  
住 所

大分県森林組合連合会  
西高森林組合  
東国東郡森林組合  
別杵速見森林組合  
おおいた森林組合  
臼津関森林組合  
佐伯広域森林組合  
大野郡森林組合  
竹田市森林組合  
玖珠郡森林組合  
日田市森林組合  
日田郡森林組合  
山国川流域森林組合  
宇佐地区森林組合  
大分県木材協同組合連合会  
日田木材協同組合  
大分県造林素材生産事業協同組合

大分市大字古国府字内山一三三七番地の二〇  
豊後高田市大字鼎三二二番地  
国東市国東町小原四四二三番地の一  
杵築市山香町大字内河野二七八八番地の六  
由布市庄内町大龍一七一一番地の一  
臼杵市板知屋一二五七番地の一  
佐伯市宇目大字南田原二八三番地の二  
豊後大野市三重町菅生一二三番地  
竹田市大字飛田川二二四六番地の七  
玖珠郡玖珠町大字大隈一一九九番地の一  
日田市大字庄手八五〇番地の五  
日田市天瀬町五馬市三〇〇番地  
中津市耶馬溪町大字柿坂一三八番地の一  
宇佐市安心院町田ノ口二五〇番地  
大分市王子港町一番一七号  
日田市大字東有田字新山二七七六番地の六  
大分市弁天一丁目一番二三号

二 委託の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

令和二年四月一日

一 受託者の名称及び住所  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

名 称  
住 所

大分県漁業協同組合  
大分市府内町三丁目五番七号

二 委託の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第百二十二号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課並びに当該各港を所管する別府土木事務所、大分土木事務所大分港振興室、臼杵土木事務所、佐伯土木事務所及び中津土木事務所に備え置いて一般の供覧に供する。

令和二年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大分港の(二)概要の大在西地区の表中

一	護岸	八九九メートル			を
---	----	---------	--	--	---

一	野積場	四四、七九五 平方メートル		附属地	に
---	-----	------------------	--	-----	---

一	護岸	八九九メートル			に
---	----	---------	--	--	---

改める。

一 大分港の(二)概要の大在地区の表中

百六	野積場	一五、〇三一 平方メートル			を
----	-----	------------------	--	--	---

百六	野積場	一五、〇三一 平方メートル			に
----	-----	------------------	--	--	---

D一一八〇	臨港道路	七六〇メートル	幅員二五・六 メートル		に
-------	------	---------	----------------	--	---

D一一八一	臨港道路	三〇〇メートル	幅員二五・五		に
-------	------	---------	--------	--	---

改める。  
二 別府港の(二)概要の表中

D-1-182	臨港道路	三五四メートル	幅員一六・三五メートル	メートル
---------	------	---------	-------------	------

A-1-18	泊地	一一、四三〇 平方メートル	水深〇・〇メートル	
--------	----	------------------	-----------	--

A-1-18	泊地	一一、四三〇 平方メートル	水深〇メートル	小型船舶用 三九五メートル 八四隻分
--------	----	------------------	---------	--------------------------

A-1-11	泊地	九、四五〇 平方メートル	水深二メートル	
A-1-12	泊地	一、〇〇〇 平方メートル	水深二メートル	
A-1-13	泊地	五、三〇〇 平方メートル	水深三・五メートル	

A-1-11	泊地	九、四五〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一九三メートル 五五隻分
A-1-12	泊地	一、〇〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 三二五メートル 七六隻分
A-1-13	泊地	五、三〇〇 平方メートル	水深三・五メートル	
A-1-14	泊地	五八、九四一 平方メートル	水深一〇メートル	

に

を

に

を

改める。

三 津久見港の(二)概要の表中

A-1-15	泊地	一、〇八五 平方メートル	小型船舶用 一八メートル 四隻分
--------	----	-----------------	------------------------

F-4-8	荷さばき地	四九五・〇〇平方メートル	
-------	-------	--------------	--

F-4-10	荷さばき地	四九五平方メートル	
--------	-------	-----------	--

改める。  
九 佐伯港の(二)概要の表中

A-1-14	泊地	一三四、四二一 平方メートル	水深一四メートル	
--------	----	-------------------	----------	--

A-1-11	泊地	七二、三七〇 平方メートル	水深五・五メートル	
A-1-12	泊地	一一、二五〇 平方メートル	水深三・五メートル	小型船舶用 三五メートル 七隻分
A-1-13	泊地	一一、三〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一一〇メートル 二一隻分
A-1-14	泊地	二一、三二〇 平方メートル	水深三・五メートル	小型船舶用 一〇五メートル 二一隻分
A-1-15	泊地	八〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 三五メートル 七隻分
A-1-16	泊地	二三、〇三〇	水深三メートル	小型船舶用

を

に

を



改める。

十四 浦代港の(二)概要の表中

D-1-1-29	臨港道路	二、四五三メートル	幅員一メートル
D-1-1-30	臨港道路	一七五・九メートル	幅員一メートル
D-1-1-29	臨港道路	六〇メートル	幅員八メートル
D-1-1-30	臨港道路	三八八メートル	幅員八メートル
D-1-1-31	臨港道路	二、四五三メートル	幅員一四メートル
D-1-1-32	臨港道路	一七五・九メートル	幅員一メートル

を

に

を

に

A-1-1-1	航路		水深三メートル	小型船舶用
A-1-1-1	泊地	四、二五〇 平方メートル	水深三メートル	小型船舶用 五〇メートル 一一隻分
A-1-1-2	泊地	二、一七〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 九〇メートル 二八隻分
A-1-1-3	泊地	六九〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 六五メートル 一三隻分
A-1-1-4	泊地	四、七八〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一一五メートル 二三隻分
A-1-1-5	泊地	八五〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用
A-1-1-6	泊地	三四、七七〇	水深三メートル	小型船舶用

改める。

十五 丸市尾港の(二)概要の表中

A-1-1-7	泊地	二一、三三〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一五〇メートル 三〇隻分
A-1-1-8	泊地	二五〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 二五メートル 五隻分
一	物揚場	五五メートル	水深二メートル	

を

に

を

改める。

十六 守江港の(二)概要の表中

A-1-1-1	泊地	一一、六二〇 平方メートル	水深三・五メートル	小型船舶用 八〇メートル 一六隻分
A-1-1-2	泊地	二三、〇八〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 三三五メートル 六七隻分
一	物揚場	一一三メートル	水深〇・五メートル	

A-1-1-1	航路	七二〇メートル	水深三・五メートル	
A-1-1-2	航路	七三〇メートル	水深二メートル	
A-1-1-3	航路	五四五メートル	水深二メートル	
一	物揚場	七〇メートル	水深二メートル	

一	A-11-16	A-11-15	A-11-14	A-11-13	A-11-12	A-11-11	A-11-10
物揚場	泊地	泊地	泊地	泊地	泊地	泊地	航路
七〇メートル	六六、一三〇 平方メートル	一一三、一三五 平方メートル	四五、五六三 平方メートル	五六、六四〇 平方メートル	一三、五三三 平方メートル	三六、二三〇 平方メートル	六二五メートル
水深二メートル	水深五・五メートル	水深二メートル	水深二メートル	水深二メートル	水深二メートル	水深三・五メートル	水深五・五メートル
	小型船舶用 八七九メートル 九一隻分	小型船舶用 四四〇メートル 七六隻分	小型船舶用 五五五メートル 九五隻分	小型船舶用 一四五メートル 二八隻分	小型船舶用		

改める。

十八 日出港の(二)概要の表中

A-11-14	A-11-13
泊地	泊地
七、四五〇 平方メートル	二一、八三〇 平方メートル
水深二・〇メートル	水深二・〇メートル

を

A-11-14	A-11-13
泊地	泊地
七、四五〇 平方メートル	二一、八三〇 平方メートル
水深二メートル	水深二メートル
小型船舶用 一三〇メートル	小型船舶用 一八〇メートル 三〇隻分

に

A-11-17	A-11-16	A-11-15
泊地	泊地	泊地
一五〇 平方メートル	五〇〇 平方メートル	一、八〇〇 平方メートル
水深〇メートル	水深三・五メートル	水深〇メートル
小型船舶用 一五メートル 五隻分	小型船舶用 五〇メートル 八隻分	小型船舶用 三五メートル 八一隻分

改める。

に